韓国在留の韓国人(60歳以上)の新型コロナワクチン4回目接種(ブースター)のご案内

オミクロンの変異株の流行に伴い、高齢層の感染や死亡が増加している状況の中で、新型コロナの感染による重症や死亡から保護するため、60歳以上の国内に在留している外国人を対象に、以下のとおり新型コロナワクチンの4回目接種を実施することをお知らせいたします。

■ 接種対象

- 60歳(1962年12月31日以前の出生者)以上の年齢層のうち、国内または海外で3回目接種を完了して から4ヶ月(120日)を経過した者が対象で、重症化リスクの高い80歳以上の高齢層は、4回目予防接種 を受けることを積極的にお勧めいたします。
 - *3回目接種を完了した前後に新型コロナの感染歴があっても、本人が希望する場合は接種可能
- ワクチンの種類と接種間隔
 - omRNAワクチン(ファイザー、モデルナ)およびノババックスワクチンで接種します。
- O 60歳以上の年齢層のうち、3回目を接種した後4ヶ月(120日)が経過すると、4回目接種を受けることができます。

ただし、集団感染の恐れのある療養病院、療養施設(精神健康増進施設を含む)の対象者と接種間隔を短縮する必要がある免疫低下者は、3回目を接種した後3カ月(90日)以降から可能

- 日程および場所
- **事前予約は2022年4月18日(月)**から可能で、**予約接種は2022年4月25日(月)**から接種することができます。
- o 当日接種は委託医療機関に残余ワクチンがある場合、2022年4月14日(木)から接種できます。
- O 接種場所は、健康保険の加入の可否に関係なく、新型コロナの予防接種を行っている医療機関で接種することができます。ただし、医療機関の接種がままならない場合には、地方自治体の状況によって保健所での接種も可能です。

■ 予約方法

- 1. 韓国で基礎接種と3回目接種を終えた60歳以上の外国人
- 1) 登録外国人:基礎接種を受けた時と同じようにオンラインや電話を通じて予約できます。
 - ① オンライン予約:新型コロナ予防接種事前予約システム(https://ncvr.kdca.go.kr)に接続し、本人および代理予約
 - ② 電話予約:疾病管理庁のコールセンター(癒1339番)または地方自治体のコールセンターにて予約
 - ③ 当日接種:医療機関の予備名簿(電話での確認)に登録した後、当日接種
 - * SNSを通じて残余ワクチンの予約が可能
- 2) 未登録外国人(不法滞在の外国人を含む):基礎接種や3回目接種の際には、保健所で発行された臨時管理番号を利用して、電話予約または接種機関(医療機関または保健所)を訪問し、予約することができます。
- * 臨時管理番号を発行する際に、パスポートや外国人登録証などの身分証明書の提示は要求しません。
- 2. 海外で基礎接種と3回目接種を終えた60歳以上の外国人(90日以下の短期在留をする外国人を含む)
- O 身分証明書を持参して最寄りの保健所を訪問し、臨時管理番号の発行を受けて海外での接種履歴を 登録した後、電話予約または接種機関(医療機関または保健所)に訪問して予約することができます。

※ 参考

- 個人に関する情報は予防接種の目的でのみ利用され、通報義務の免除制度により出入国·外国人官署に不法滞在の事実などが通報されません。
- その他の詳細については、疾病管理庁のコロナ19予防接種ホームページ(https://ncv.kdca.go.kr)をご 参照くださいますようお願いいたします。